



～第2期スポーツ未来開拓会議「みる」スポーツ分科会～

スポーツデータに関するビジネスと権利関係

2024年5月20日

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 パートナー

一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会 代表理事/事務局長

稲垣 弘則

データビジネスとは

◆ 資金循環を拡大させるデータビジネス

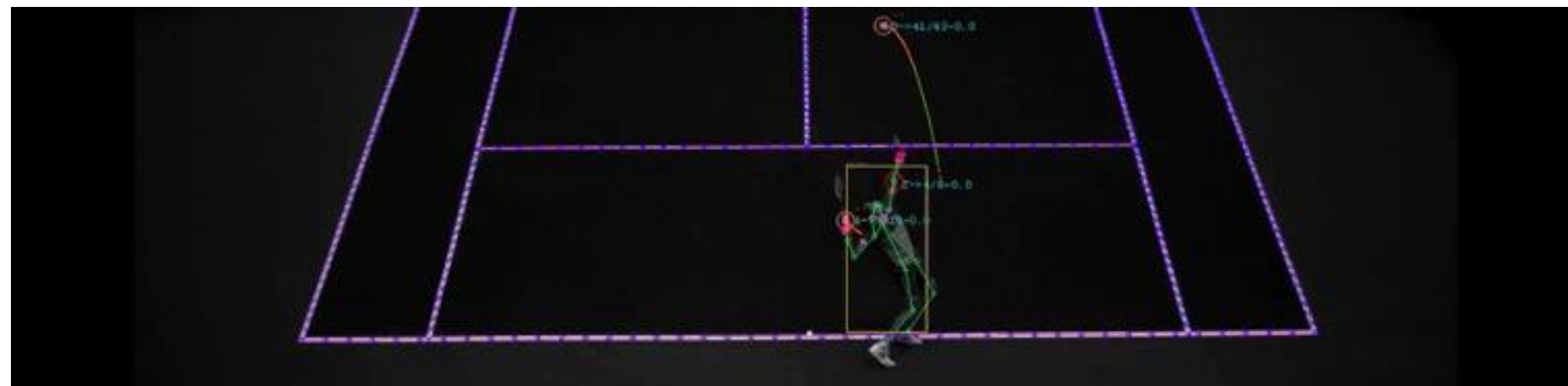
- 2010年頃～、スポーツにおいても、ビックデータやAIの活用が広がっている
- 米国のプロスポーツ、大学スポーツ、欧州のサッカーリーグを中心とした大きな収益構造の大元にはデータがあり、データの質の向上＝資金循環モデルの拡大・発展につながる

◆ スポーツで活用されているデータの種類と利用目的

- 試合経過データ（1球データ等）：試合中に生じた事象に関する速報ベースのデータ（目的：配信・（海外では）ベッティング）
- 成績データ（ゴール数、打率等）：試合で収集したデータにより作成・整理される選手やチームの成績に関するデータ（目的：チームの強化・配信・（海外では）ベッティング）
- トラッキングデータ（速度、回転数等）：リアルタイムで練習中や試合中の選手のプレイを自動追尾する「トラッキングシステム」により取得されるデータ（目的：選手の管理・チームの強化・配信）
- 身体データ（走行距離等）：選手の生体情報を収集して作成されるデータ（目的：選手の管理・チームの強化）

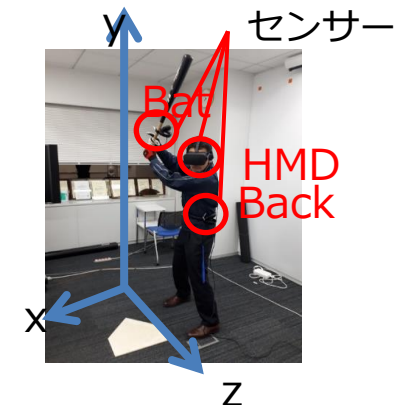
データビジネスの具体例① - 欧米 -

- ◆ 欧米では、リーグ側にデータの管理（収集・分析まで含む場合あり）を行うエンティティが存在(例えば、Premier Leagueを含む英国プロサッカーリーグはFootball DataCoを設立)し、最新テクノロジーを活用して取得されるデータによって競技力向上を図っている
- ◆ **具体例：Hawk-Eyeによるプレー分析（トラッキングデータ）**
 - 高度な画像処理技術と認識技術により球場全体のボールや選手の動きをリアルタイムで解析してデータ化。高解像度ハイフレームレートカメラが撮影した映像を同期・解析することで、選手の三次元骨格データの計測も可能に
 - 選手の姿勢や動きをリアルタイムで解析でき、投手・打者のフォームや投球内容、打球・バットの軌道、野手や走者の動きなど、あらゆるプレーをより精密に確認・評価



データビジネスの具体例② - 日本 -

- ◆ 日本でも、近時は最新テクノロジーを活用して取得されるデータによって競技力向上を図る事例が顕著にみられ始めている
- ◆ 具体例①：NPBによるHawk-Eyeの導入
- ◆ 具体例②：VRを活用したトレーニング
- ◆ 具体例③：コンディション可視可ツール
 - トップスポーツのコンディショニング・ケガ予防・トレーニング等へのテクノロジー・データ活用分野で幅広く活用



**欧米では、更に進んで、
ファンエンゲージメントに資する各サービスにおいて
多様なデータが活用され始めている**



日本におけるスポーツデータの権利に関する法的整理

◆ データの法的整理・法的保護

- データが不正競争防止法上の**営業秘密**（有用性・非公知性・秘密管理性の要件）又は**限定提供データ**（相当蓄積性・電磁的管理性等の要件）に該当する方法で管理されている場合には、当該データについて不正競争行為を行う者に対して、不正競争防止法上の差止め、損害賠償等の請求が可能
- 但し、スポーツデータには、その内容、種類、分析の程度等により様々なものが存在し、その管理・利用方法も多様であるため、スポーツデータが営業秘密又は限定提供データに該当するかについては、**スポーツデータごとに個別に検討を行う必要**

◆ 試合経過データの独自収集及び利用への対応

- 第三者が自ら試合観戦して独自に収集した試合経過データについては、当該データの収集・管理主体が第三者であるため、**基本的にはスポーツイベントの主催者側が当該データの営業秘密又は限定提供データを保有することにはならない**
- そこで、主催者側が第三者によるデータの独自収集及び利用を防ぐためには、**契約上の手当てを行うことが重要**

諸外国におけるスポーツデータの権利に関する法的整理

	法的根拠	米 国	英 国	フランス
データの法的整理及び法的保護	著作権	テクノロジーを活用して収集・生成したデータは保護される可能性あり (生データは保護されない)	保護される可能性低い	保護される可能性低い
	データベース権	—	データの入手等を実質的な投資がなされたデータベースは保護される可能性あり	データの入手等を実質的な投資がなされたデータベースは保護される可能性あり
	主催権	—	—	商業的利益が生じ得るデータは保護される可能性あり
試合経過データの独自収集・利用への対応及び対策	一般法	契約上の手当てによる保護	契約上の手当てによる保護	契約上の手当てによる保護
	主催権	—	—	商業的利益が生じ得るデータは保護される可能性あり
	その他	ベッティングでの「公式データ」使用義務を定める州が存在	機密情報（コモン・ロー）として保護される可能性あり	—

日本における方向性

◆ データの法的整理・保護の在り方

- スポーツデータを知的財産として保護したいと考える場合には、データ保有者において、営業秘密の要件である秘密管理性、及び、限定提供データの要件である電磁的管理性の両方を充足する管理を行い、万が一、営業秘密として保護されないとしても、**限定提供データとして保護されるようにしておく**ことが望ましい
- 特に、スポーツデータの収集、解析等を行う過程で、様々なタイプのデータが創り出される場合には、営業秘密として保護され得るデータと、（営業秘密としては保護されないものの）限定提供データとして保護され得るデータが混在する場合もあり得るため、上記のとおり両方の要件を充足する管理を行うことが有益である

◆ 試合経過データの独自収集・利用を行う第三者への対応

- 主催者側が第三者によるデータの独自収集及び利用を防ぐためには、**契約上の手当て**を行うことが重要（米国や英国でも同様）

◆ さらなるデータ保護の検討可能性

- フランスにおいては主催者の権利の保護に関する法律上の整備が進んでおり、こうした海外の動向を引き続き把握していくことは有用



西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区大手町 1 - 1 - 2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03 6250 6200